## ■須磨ヨットハーバー (神戸市立須磨ヨットハーバー条例別表)

## (1) 係留及び陸置に係るもの

		種別	一般利用に係る額(1隻1日につき)	専用利用に係る額 (1隻1月につき)
ディンギー、スポーツ用漕艇又は水上オートバイの陸置			1,708円	8, 758 円
	くい係留又は陸置	5メートル以下のもの	3,520円	21, 256 円
		5メートルを超え6メートル以下のもの	4, 117 円	24, 881 円
上		6メートルを超え7メートル以下のもの	4, 693 円	28, 412 円
記		7メートルを超え8メートル以下のもの	5, 290 円	32,047 円
以		8メートルを超えるもの	5, 290 円に8メー	32,047 円に8メー
外			トルを超える1メ	トルを超える1メ
(T)			ートルにつき,	ートルにつき,
艇			1,655 円を加えた	8,925 円を加えた
			額	額
	浮桟橋係留		上記の額に1.2を乗じて得た額	

## (2) 係留及び陸置以外に係るもの

種	別	金額		
揚降施設の利用		揚艇又は降艇1回につき	660 円	
修理庫の利用		1隻1日につき	1,320円	
修理ヤードの利	J用	1隻1日につき	2, 200 円	
駐車場の利用		1台1時間につき	500 円	
更衣ロッカーの	利用	1回1日につき	200 円	
船具ロッカー(	(大) の利用	1月につき	2,640 円	
船具ロッカー(	(小)の利用	1月につき	1,320円	
給油施設の利用		1月につき	165, 000 円	
シャワーの利用		1回につき	200 円	
	午前9時から正午まで	1室につき	2,672 円	
会議室の利用	午後1時30分から午後4時 30分まで	1室につき	2,672 円	
	午前9時から午後5時まで 以外の時間の利用	1室1時間につき	912 円	
事務室の利用		1平方メートル1月につき	1,603 円	
建物の会議室及	び事務室以外の部分の利用	行政財産の許可使用に関する使用料条例 (昭和39年3月条例第80号)の規定の例 により算出して得た金額		
物件の設置		1物件1月につき	1,100円	
建物以外の部分	の催物の実施による利用	1平方メートル1日につき	220 円	